

京都市訓令甲第11号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成20年12月26日

京都市長 門 川 大 作

別表環境局の款適正処理施設部の項魚アラリサイクルセンターの目中「並びに」を「及び」に改め、「及び12月29日から同月31日まで」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(総務局人事部給与課)